

多賀町介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

「脳若シャキッと教室」運営業務仕様書

1. 委託業務の名称

令和8年度（福委）第1号 多賀町介護予防・日常生活支援総合事業
（一般介護予防事業）「脳若シャキッと教室」運営業務委託

※本業務は介護保険法第115条の45第1項第2号の規定による介護予防・日常生活支援総合事業のうち一般介護予防事業（委託）に位置付けられます。

2. 目的

脳と身体を積極的に使うことを目的としたレクリエーションやヨガ、ICTを使った介護予防教室を実施することにより要支援・介護状態となる原因疾患の上位である「認知症」を予防し、ひいては地域住民の居場所づくりや担い手の育成により地域住民の孤立を防ぐことを目的とする。

3. 対象者

介護保険被保険者（第1号被保険者に限る）

4. 期間、回数等

委託期間：令和8年4月～令和9年3月とする。

実施回数：月2回（第1、第3水曜日）

※実施日が祝日や年始等の場合、振替日を検討する

担当者会議：3回程度（1回：事前打合せ 2回：運営状況および評価報告）

*担当者会議は、事業および利用者に対しての共通理解のため、従事者全員が参加するものとする。

5. 委託業務の概要

(1) 実施プログラム

ア 脳若トレーニング

利用者の状況に合わせて、介護予防の啓発や脳と体を同時に使う体操、タブレットを使用した脳トレなど認知機能の向上・低下予防を目的としたプログラム

イ 脳若PLUS

利用者の状況に合わせて、椅子ヨガや音楽体操など体と脳を使うことで筋肉や関節の柔軟性の向上・低下予防を目的としたプログラム

(2) 実施場所

多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」

※多賀町の承認がある場合は、別の場所でも実施することもできる。

(3) 実施時間

1回の所要時間は13時30分から15時30分までとする。

上記2時間の他、事前準備と後片付け等も含む。

(4) 利用定員

利用定員は30人までとする。

6. 実施の流れ

(1) 実施調整

受託者は、必要に応じて多賀町地域包括支援センターが作成した利用者に係る情報の提供を受ける。

(2) 事前アセスメント

受託者は、参加者の心身の状態を把握し、事前アセスメントを行う。また、必要に応じて主治医や地域包括支援センター等と連携する。

(3) プログラムの実施

ア 認知機能低下予防プログラムは、1コースの中で毎回実施とする。

イ 参加者が継続して介護予防が行えるようなプログラムを実施するよう配慮する。

ウ 参加者が自宅においても認知症予防を行うために、必要な知識や技術を学べるよう配慮する。

エ 多賀町ご当地体操の普及啓発を行い、自主的に取り組めるよう支援する。

(4) 事後評価

事業終了後、目標の達成と客観的な生活機能の状態を評価するため、事後評価を実施する。

7. 人員配置

本委託事業を実施するにあたっては、上記5（1）の実施プログラムを遂行できる者を含め、常に3人以上配置すること。

8. 送迎

事業実施会場への送迎は、必要に応じ多賀町が実施する。

9. 利用者の参加費

1人100円とし、原則、福祉保健課職員が直接徴収することとする。

福祉保健課職員による直接徴収ができない場合の参加費の徴収は、受託事業者が徴収し、多賀町役場福祉保健課に引き渡すこと。その際に受領印を押印することで参加費の引渡しを完了とする。

10. 委託料

委託料は、次のものを含む。

(1) 人件費

(2) 教材費、医薬材料費、消耗品費、通信費、トレーニング機器使用料、事業実施に伴う諸経費等

11. 安全管理体制

委託事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備すること。なお、事故の状況および事故に際して採った措置について記録すること。

12. 損害賠償

委託業務の実施に関して、受託事業者の過失により発生した事故については、その損害を賠償すること。

13. 個人情報

提供を受ける個人情報および事業を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業実施終了後においても同様とする。

14. 書類提出

委託事業開始前および委託事業終了後等には、次のとおり書類を作成し提出すること。

(1) 委託事業開始前（受託決定後）

ア 予防教室事業計画書（任意様式）

イ 従事職員一覧

ウ 管理者に関する経歴書

(2) 事業日毎

ア 日報（参加者名簿、実施内容、個別相談の記録等）

(3) 委託事業終了後

ア 予防教室事業実績報告書（任意様式）

イ 委託金請求書（任意様式）

15. 災害等

災害等により各事業の運営が困難な場合は、実施可能な代替事業があるか、町と受託者が協議し、事業継続に努めること。

16. その他

(1) 利用者の意見等を汲み取り、サービスの質の向上に努めること。

(2) 本仕様書に定めのない事項、若しくは、本仕様書について解釈上疑義の生じる事項があるときは、町と受託者と協議のうえ実施すること。